相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市額谷町ハ三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　石黒　愼一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十六日

石川県金沢市尾張町一丁目八番一二号堀口法律事務所

相続財産管理人　弁護士　堀口　康純

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県笛吹市石和町唐柏二三九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　山田　功

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十六日

山梨県甲府市中央一丁目一番一八号柳町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　深澤　勲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県多治見市西坂町二丁目二九六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　加藤　博敏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十六日

事務所岐阜県多治見市金山町五―一　金山ビル三階

相続財産管理人　弁護士　水野　将也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市東山区八坂新地清本町三七六番地、最後の住所京都市左京区静市静原町五八二番地　特別養護老人ホーム静原寮　被相続人　亡　小山　己子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十六日

京都市中京区壬生檜町六番二　エスティハウス西院二〇一　みぶ総合司法書士事務所

相続財産管理人　司法書士　中西　真弓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府高槻市成合中の町三二九番地、最後の住所大阪府高槻市宮田町三丁目四番一―一〇五号　被相続人　亡　岩　隆文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十六日

大阪府大阪市北区野崎町七番八号梅田パークビル五階

相続財産管理人　弁護士　西村英一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県宇和島市津島町高田甲二四二八番地、最後の住所大阪府大阪市西成区山王一丁目五番二八号　被相続人　亡　清水　守夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十六日

大阪市中央区平野町一丁目八番一五号マルイト平野町ビル三階樹陽法律事務所

相続財産管理人　弁護士　牧　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県新居浜市大生院一三五番地、最後の住所兵庫県加古川市山手二丁目二六番地二号　被相続人　亡　渡辺　政雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十六日

兵庫県姫路市神子岡前一丁目四番三号　菅尾法律事務所

相続財産管理人　弁護士　菅尾　英文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県益田市須子町イ二〇二番地三、最後の住所島根県益田市須子町一四番一二号　被相続人　亡　三藤　貞惠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十六日

島根県益田市中吉田町一〇八五番地七　センタービル二階　弁護士法人山陰リーガルクリニック益田事務所

相続財産管理人　弁護士　山本　尚

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県北九州市若松町桜町開一五三番地四、最後の住所広島県安芸郡府中町みくまり三丁目一番一一号　被相続人　亡　森田　彌生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十六日

事務所広島県廿日市市四季が丘三丁目一番地九　相続財産管理人　中尾　雅寛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県指宿市岩本四五九番地、最後の住所鹿児島県指宿市十町一九六七番地三〇　被相続人　亡　東　義巳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十六日

事務所鹿児島市西田一丁目一三番四号田口ビル二階　西田橋司法書士事務所

相続財産管理人　佐俣　周平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島縣揖宿郡指宿郷十二町村七〇七番戸、最後の住所不詳　被相続人　亡　池増　畊市

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十六日

鹿児島県指宿市大牟礼一丁目二三番二一号

相続財産管理人　小村　滿亮

無縁墳墓等改葬公告

墓地改修のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十五年二月二十六日

一、墳墓等所在地　滋賀県彦根市石寺町字笠屋一〇八

一、墳墓等の名称　下石寺笠屋墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　滋賀県彦根市石寺町一一九九　下石寺町公民館内　下石寺町自治会会長　西川　昭三

家畜商営業保証金取戻し公告

家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則第八条の規定により左記の者それぞれ当該記載により営業保証金の取戻しをしようとするので公告します。

当該営業保証金につき家畜商法第十条の四第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を熊本県知事に提出して下さい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻されます。

平成二十五年二月二十六日

一、住所　氏名　熊本県八代市西宮町一二〇三　吉本　洋一

営業保証金額　二万円

任意清算公告

当社は、平成二十二年十二月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年二月二十六日

岐阜県各務原市下中屋町二丁目二二九番地　合資会社小島木型製作所

代表社員　小島　正壽